

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年12月12日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第77号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例（令和7年新潟市条例第42号）の施行期日は、令和7年12月15日とする。